主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人更田義彦の上告趣意第一点は、原審において主張および判断を経ていない 事項に関する憲法三九条違反の主張であり、同第二点は、原判決がなんら法律判断 を示していない事項につき判例違反をいう主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の 上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年九月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	雄
裁判官	吉	田		豊